

# 「第3次青森県障害者計画」（変更案）の概要

## 1 計画変更の背景

- 本計画は、障害者基本法に基づき都道府県が定めることとされている「都道府県障害者計画」としての位置付けとなり、本県の障害者施策を推進するための基本指針となる総合的な計画となるものです。
- 計画期間は平成25年度から2022年度までの10年間となりますが、国の障害者施策の状況変化や社会情勢の変化に対応するため、策定から概ね5年後に見直しを行うこととしていました。
- その後、平成30年3月に国の障害者基本計画（第4次）が策定されたことや、本県の状況変化を踏まえ、今年度に見直しを行うこととしたものです。

## 2 計画期間

- 平成25年度～2022年度（10年間）

## 3 計画の性格と位置付け

- この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦」に掲げる障害者のための施策に関する基本的な計画となるもので、「青森県地域福祉支援計画」等とも整合性を有するものとして位置付けます。
- この計画は、本県における障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策を推進していくための指針として、本県における障害者を取り巻く状況等を踏まえ、総合的、体系的に基本的考え方や方策をとりまとめたものです。この計画の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画として、「青森県障害福祉サービス実施計画」を位置付けます。

## 4 基本理念

- インクルーシブ社会の理念を踏まえ、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

計画の基本理念を簡潔にあらわすものとして副題を次のようにします。

**「だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして」**

インクルーシブ社会：inclusiveは、包括的な、すべてを含んだの意

障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮や必要な支援の充足を通じて、共に自立した生活が確保された社会。

## 5 計画の主な変更点

- (1) 障害者差別解消法の施行に伴い、同法及び同法に基づく差別解消相談窓口の普及啓発や窓口における相談者への対応について追加しました。
- (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い新設されたサービス（就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援等）について追加しました。
- (3) 児童福祉法の改正に伴う医療的ケア児への支援について追加しました。
- (4) 防災対策について、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び災害福祉支援チーム（DCAT）に関する記載を追加しました。
- (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する記載について追加しました。
- (6) 自殺対策について、ゲートキーパーに関する記載を追加しました。

## 6 施策の柱とその具体的な内容

- (1) 障害・障害者への理解促進と共生
  - 障害・障害者への理解促進
  - 広報・啓発活動
- (2) 生活支援の充実
  - 利用者本位の生活支援体制の整備
  - 障害者の権利擁護の推進
  - 障害福祉サービスの充実
  - 地域生活支援サービスの充実
  - 人財の確保と質の向上
  - NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進
- (3) 生活環境の充実
  - 福祉のまちづくりの推進
  - ユニバーサルデザインの普及
  - 移動・交通対策の推進
  - 防災・防犯・交通安全対策の推進
- (4) 保健・医療の充実
- (5) 教育の充実
  - 特別支援教育の充実
  - 特別支援教育や障害児に対する理解・啓発の推進
  - 特別支援教育担当教員等の資質の向上
- (6) 雇用・就業の促進
  - 雇用の促進と職場定着
  - 障害者の職業能力開発の推進
  - 一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化
- (7) 情報バリアフリー化の推進
  - 情報バリアフリー化の推進
  - 視覚、聴覚障害者の日常生活意志疎通支援
- (8) スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

## 7 進捗状況の評価

- (1) 県は毎年度、この計画の進捗状況を把握するため、障害者に関する施策の実施状況を取りまとめ、青森県障害者施策推進協議会に報告し、検討します。
- (2) この検討内容や県民からの意見・提言を踏まえ、必要に応じて施策に反映させます。